

変わる 令和6年分の 年末調整関係書類

定額減税をはじめとした改正により、令和6年分の年末調整関係書類が変わりました。国税庁サイトで公表されている令和6年分の年末調整関係書類のうち、主な変更点を確認します。

変更された年調関係書類

主な変更内容は、次のとおりです。

(1) マル基配所に記載欄が追加

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書が兼用となっている書類（マル基配所）に、“年末調整に係る定額減税のための申告書”が加わり、《令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書》とされました。

次の申告書それぞれに、年末調整で適用する定額減税の記載欄が追加されています。

○基礎控除申告書（一部抜粋）

○ 控除額の計算		定額減税対象	区分1 (このA-Dを記載)
判 定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)		
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	48万円	
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円	
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下 (D)	48万円	
	<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下	32万円	
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	本人定額減税対象 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円		

※「区分1」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（一部抜粋）

II 所得金額の見積額(1)と(2)の合計額(※印の金額)					配偶者控除の額	
119万円超 115万円以下	115万円超 110万円以下	120万円超 115万円以下	125万円超 120万円以下	130万円超 125万円以下	円	
21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	円	
14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	円	
7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	円	

者 特別控除

※(※)〜(※)は「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。
※(※)〜(※)は「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。

※(※)〜(※)は「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。
※(※)〜(※)は「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。

(※)上記申告書及び「扶養控除等(異動)申告書」に同一生計配偶者や扶養親族(いずれも居住者に限る)を記載しては、年末調整で定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。

(2) マル保の記載欄削除

給与所得者の保険料控除申告書(マル保)では、これまで設けられていた【あなたとの続柄】欄が、すべて削除されています。

(3) 令和7年分マル扶のレイアウト変更

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)の右上に空白が設けられました。簡易な給与所得者の扶養控除等申告書(以下、簡易な申告書)として利用できるよう、レイアウト変更されたことによるものです。

簡易な申告書

(1) 簡易な申告書の創設

納税者利便を向上させる観点などから、令和5年度税制改正により、簡易な申告書が創設されました。

令和7年分から、マル扶に記載すべき事項が前年に提出した内容から異動がない場合には、すべてを記載したマル扶ではなく、最低限の記載をした申告書(簡易な申告書)とすることができます。

(2) 異動の有無の判断

たとえば記載されている住所又は居所の移転、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の変動、寡婦や障害者などの該当又は非該当などだけでなく、氏名の変更、年齢の変動による控除区分の変動なども「異動した」となります。

例．年齢の変動による控除区分の変動

控除対象扶養親族 A
生年月日：平成 18 年 5 月 5 日

上記例の場合、令和7年分のマル扶を提出するにあたり、その前年の令和6年分ではAは特定扶養親族ではありませんが、令和7年分では特定扶養親族に該当します。このように控除対象扶養親族としては変わらないものの、年齢が変動することによって控除区分が変わるため、異動したことになります。よって、令和7年分では簡易な申告書を提出することはできません。

他方、前年分のマル扶に記載されている源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の所得の見積額については、その年分の見積額に変動が生じて、対象となる所得金額以下であれば異動がないものとしてすることができます。

例．源泉控除対象配偶者の所得の見積額の変動

源泉控除対象配偶者 B
令和6年分の所得の見積額 30万円
→令和7年分の所得の見積額 40万円の場合

上記例の場合、見積額が30万円から40万円に増額しても、源泉控除対象配偶者の所得要件である95万円以下であるため、異動がないものとして取扱うことができます。

なお、異動の有無は、対象者に前年分のマル扶のデータ又は写しを交付するなどして確認してもらうことになります。対象者が判断を誤って簡易な申告書が提出された場合には、改めてすべての事項を記載したマル扶の提出を求めることになります。**特に年齢の変動による控除区分の変動は見落としがち**です。給与等の支払者は、提出を受けたら早めに確認しましょう。

(3) 記載事項

簡易な申告書における記載事項は、次のとおりです。

○簡易な申告書の記載事項

- 申告書を提出する本人の
 - 氏名
 - 個人番号（記載不要の場合は不要）
 - 住所又は居所
 - 前年から異動がない旨

これらを以下記載例のようにマル扶に記載して提出することで、簡易な申告書を提出したものとすることができます。

○簡易な申告書として提出する場合のマル扶の記載例

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

あなたの氏名	山田 太郎	生年月日	1990年 5月 5日	住所	東京都千代田区千代田 1-1-1
あなたの個人番号	12345678901234567890	扶養親族の氏名	山田 次郎	生年月日	1995年 5月 5日
あなたの所得	120万円	扶養親族の所得	30万円	扶養親族の住所	東京都千代田区千代田 1-1-1

※ 赤字が記載事項。個人番号の記載が不要な場合には、個人番号の記載は不要。

(4) 添付書類

勤労学生控除の適用を受けるための証明書類や、国外居住親族に係る各種証明書類については、簡易な申告書を提出していても提出又は提示する必要があります。

提出を受けた側の対応

給与等の支払者は、この簡易な申告書の提出を受けた場合には、基本的には前年に提出を受けたマル扶に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行います。連年簡易な申告書の提出を受けた場合でも、同様です。最後に提出を受けたすべての事項を記載したマル扶を確認できるようにしておく必要があります。ご注意ください。